

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている**
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る必要がある**
(※1) 監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある**

令和6年7月の大雨による氾濫事例
(石沢川(秋田県))



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
(兵庫県神戸市)



法律の概要①

1. 洪水に係る情報提供体制の強化 【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれがある場合」に、**洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）**を提供**
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫**を認める場合に**通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助



法律の概要②

2. 高潮の共同予報・警報の創設 【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**

（※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

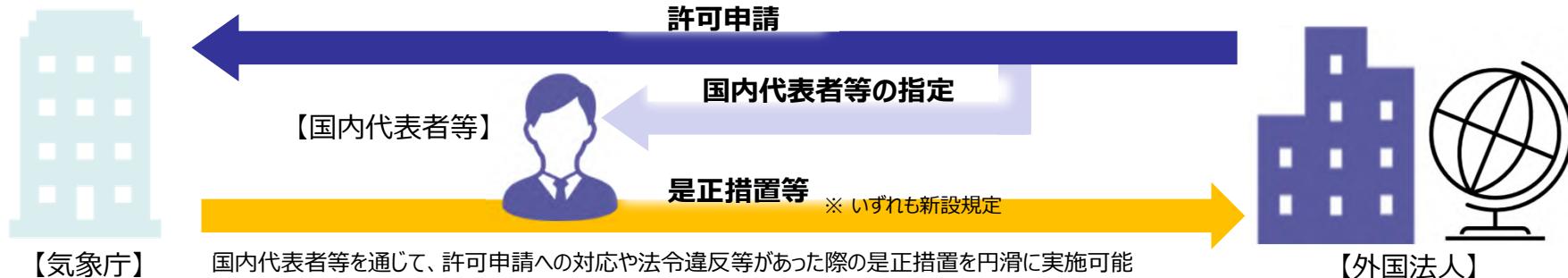
3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化 【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消す**ことができる

（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者

- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする

（※4）国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】 (KPI)

- ① **洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）**
- ② **高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年）**

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設**。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表**。（例：レベル4大雨危険警報等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用**。

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

警戒レベル 5相当	河川氾濫			大雨 ^{※4} 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	レベル5 ^{※1, 2} 氾濫特別警報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 ^{※3} 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。

※2 レベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。

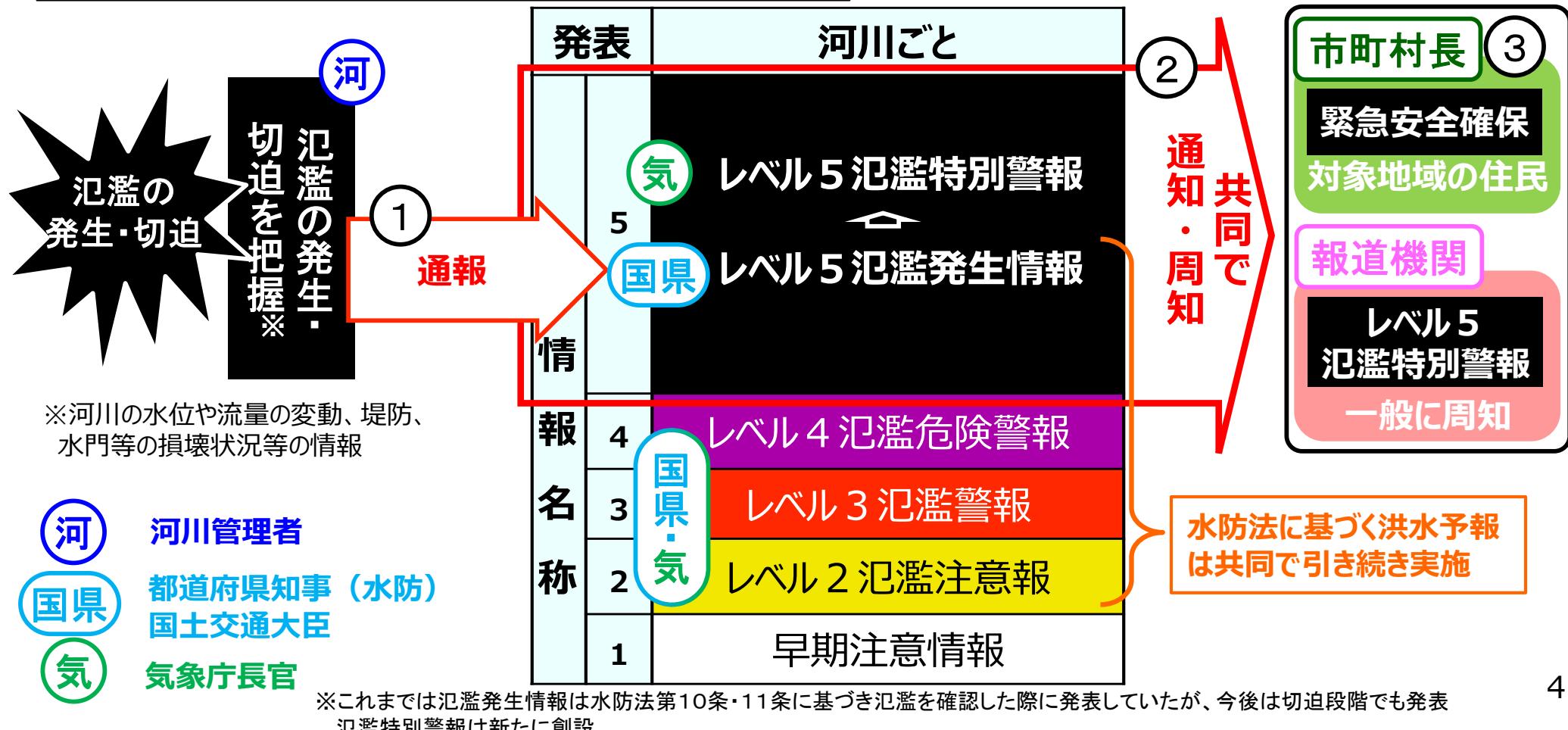
※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意）。

※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。

※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

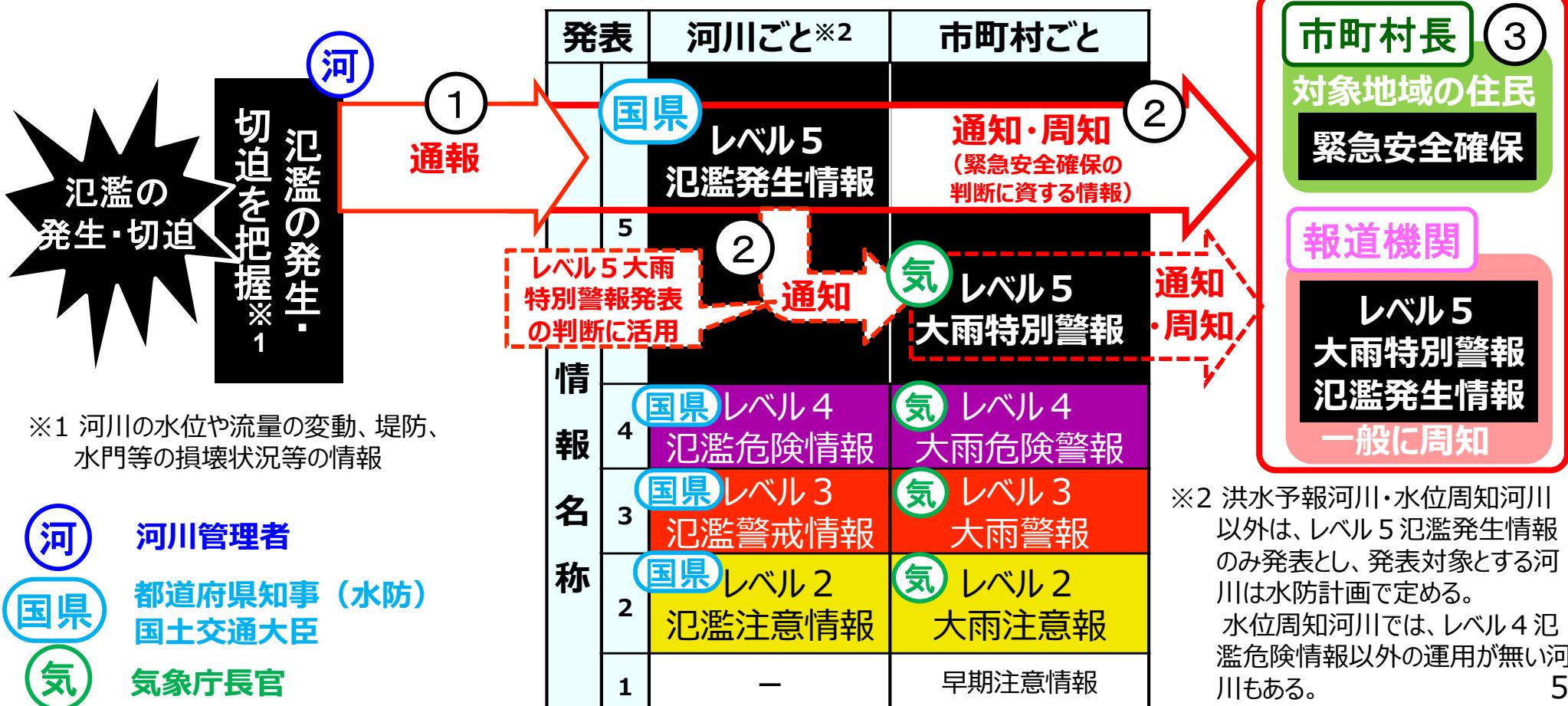
- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**
- 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5氾濫発生情報**を**関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**
- 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「**レベル5氾濫特別警報**（**レベル5氾濫発生情報**と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**
 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5氾濫発生情報**を**関係機関へ通知・周知**（気象庁が発表するレベル5大雨特別警報の発表判断にも活用）
 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [水位周知河川等]



※これまで氾濫発生情報は、水位周知河川で任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後はその他河川も含め切迫段階でも発表

- ①高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者にプッシュ型で情報提供するため、海岸管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に都道府県知事へ通報する制度を創設。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】

②国土交通大臣又は都道府県知事は、海岸管理者等からの通報に基づき、レベル5高潮氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知するほか、気象庁の求めに応じ、高潮の特別警報の判断に必要な情報（指定海岸の水位の変動、堤防、水門等の損壊状況等）を提供。
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第5項、第7項、第8項】

③市町村長は、国土交通大臣、気象庁長官、都道府県知事からの「レベル5高潮特別警報（レベル5高潮氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断。

【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】

【水防法 第13条の4、新第24条の2 第2項、気象業務法 新第13条の2 第5項、第7項、第8項】

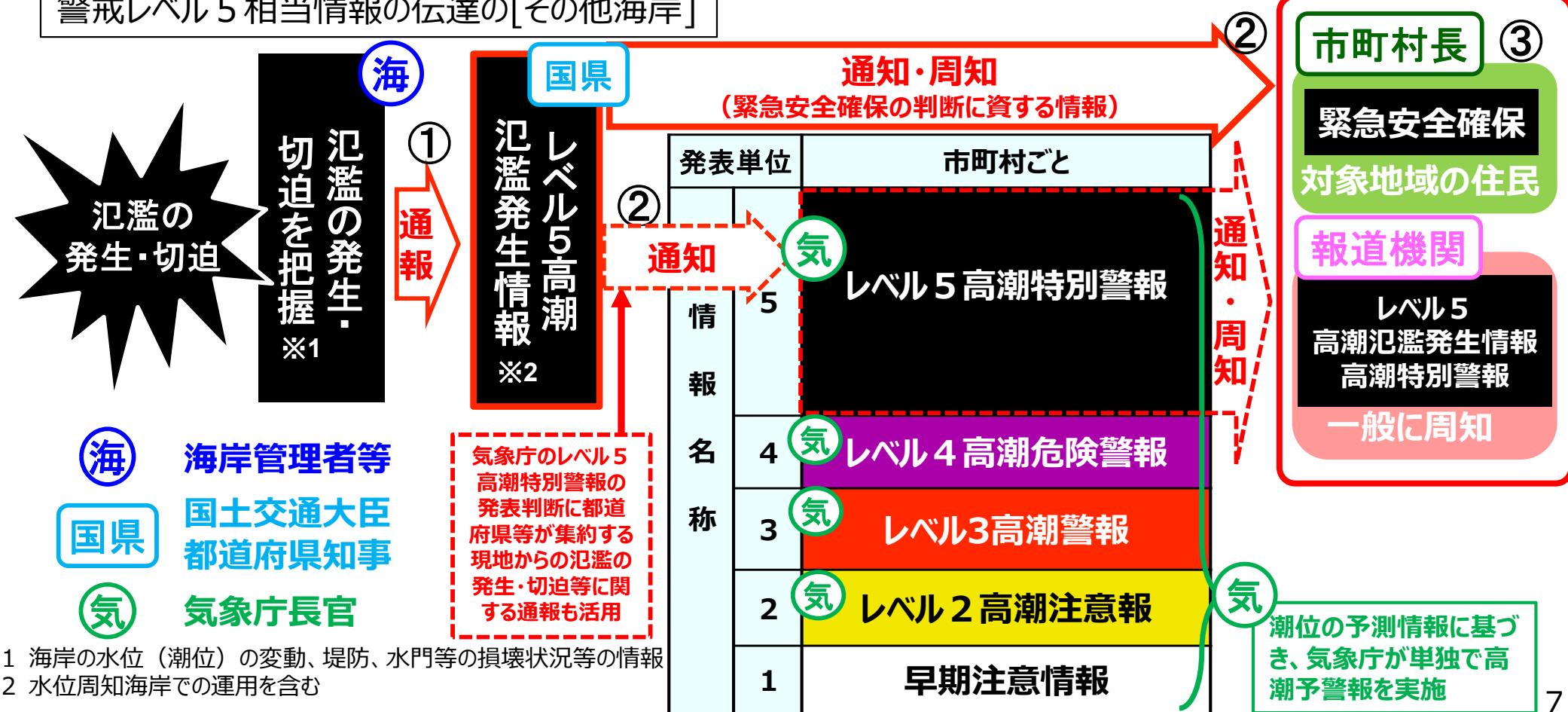
警戒レベル 5 相当情報の伝達の流れ「高潮予報海岸」



※これまででは都道府県が水位周知海岸として指定した海岸で、高潮特別警戒水位へ到達した場合に高潮氾濫発生情報を発表するほか、その他の海岸も含め任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後は切迫段階でも発表これまでの高潮特別警報は台風を要因とする発表指標で運用されていたが、今後は高潮による氾濫の発生又は切迫段階で発表

- ①高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**海岸管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、海岸管理者等からの通報に基づき、**レベル5高潮氾濫発生情報**を**関係機関**へ**通知・周知**。（気象庁が発表するレベル5高潮特別警報の発表判断にも活用）
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣、都道府県知事からの「レベル5高潮氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に**対して**緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の[その他海岸]



※これまででは都道府県が水位周知海岸として指定した海岸で、高潮特別警戒水位へ到達した場合に高潮氾濫発生情報を発表するほか、その他の海岸も含め任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後は切迫段階でも発表これまでの高潮特別警報は台風を要因とする発表指標で運用されていたが、今後は高潮による氾濫の発生又は切迫段階で発表